

平成31年4月9日

厚生労働省保険局

保険課 御中

国民健康保険課 御中

高齢者医療課 御中

医療課 御中



療養費支払い遅延防止周知徹底の要望

要望の趣旨

柔道整復師療養費について受け付け後「通常2ヶ月程度」を無視し、「支払ってヤルのだから文句を言うな」として何ヶ月かかろうとも構わずとする保険者に対し、保険者の業務と権限の自覚について誤解防止と支払い遅延再発防止の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

要望の理由

柔道整復師療養費取り扱いについて「療養の給付」と「療養費」の差異があるが、これは受け付けと支給期間の差ではありません。保険者の責務として適切な取り扱いの大事でこの事は既に以前にも注意し理解を賜っている次第です。だが、再発です。この原因・理由の注意で、不正保険取り扱い防止対策の大事と、但し、このために手段を選ばずで支払い遅延などは業務の自覚の欠落です。

そこで、不正防止対策については保険者のデーター整備の下に傾向的乱診乱療問題に対する根拠と証拠に基づく対策の確立を図り、「調査照会」や「不正防止対策」の口実の誤りと支払い遅延再発防止の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。